

令和5年12月12日

報道機関 各位



健康福祉部 健康医療局  
医薬食品・衛生課  
担当 鈴木、相木  
電話 0776-20-0355  
(県庁内線 2641)

## 公衆浴場入浴料金統制額の改定について

県内の普通公衆浴場（物価統制令が適用される、いわゆる「銭湯」）の入浴料金統制額が令和6年1月1日から改定されます。

### 記

#### 1. 改定の内容

区 分	改定額	現行
大人（12才以上）	<u>490円</u>	450円
中人（6才以上、12才未満）	160円	160円
小人（6才未満）	70円	70円

#### 2. 施行日

令和6年1月1日

#### 3. 普通公衆浴場の位置付け

普通公衆浴場は、保健衛生上、地域住民の日常生活において重要な役割を担い、日常生活に欠くことのできない施設であるという視点から、物価統制令の適用を受け、その入浴料金統制額は知事が指定することとされています。

#### 4. 改定の背景

燃料価格や電気代の高騰などにより、県内の普通公衆浴場の経営がひっ迫していることから、福井県生活衛生営業審議会による入浴料金改定の答申を踏まえ、改定を行うこととしました。